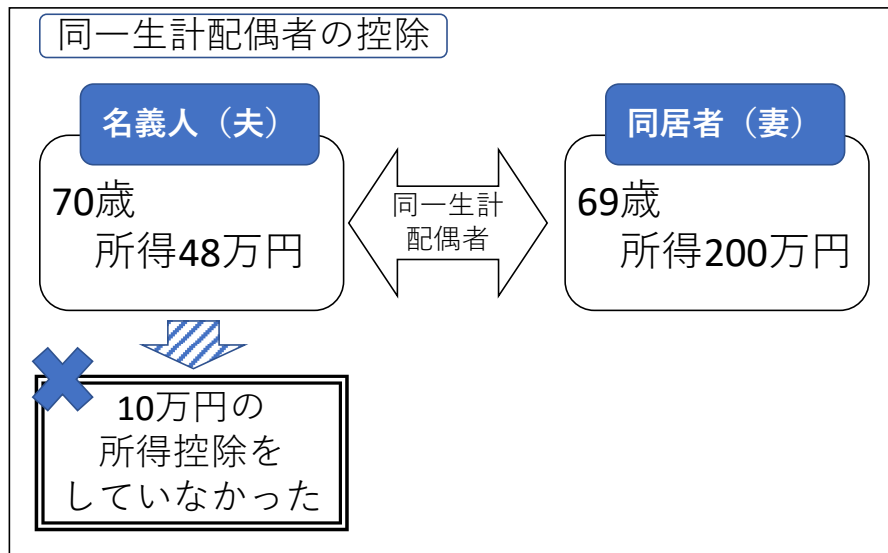


控除の漏れに関する参考事例

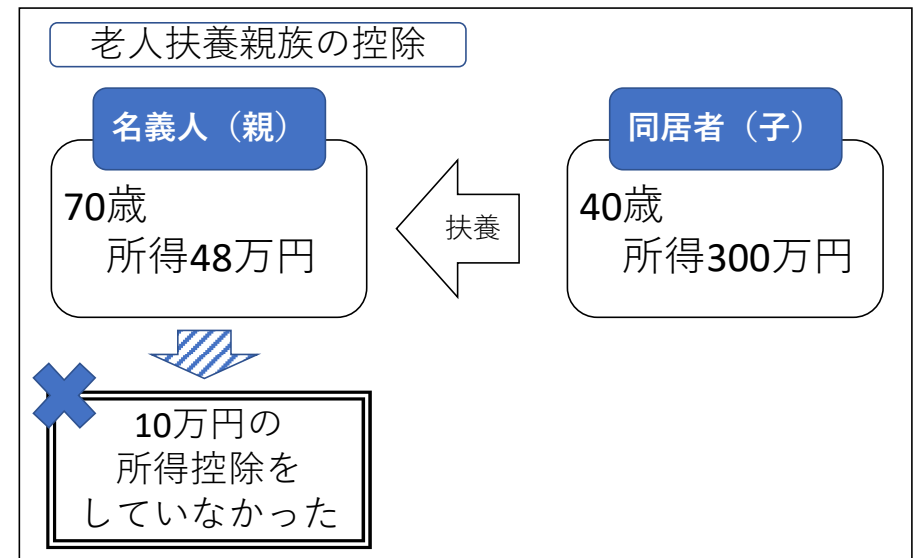
参考事例（老人扶養控除の漏れ）

図1-1



夫である名義人が70歳以上、所得48万円以下で妻と同居する場合、名義人を控除対象者として10万円の控除をしなければならないところ、控除をしなかった。

図1-2

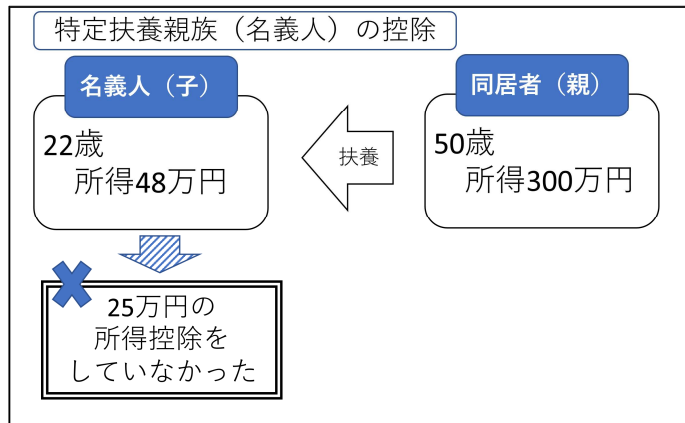


親である名義人が70歳以上で、子に扶養されている場合、名義人を控除対象者として10万円の控除をしなければならないところ、控除してしなかった。

控除の漏れに関する参考事例

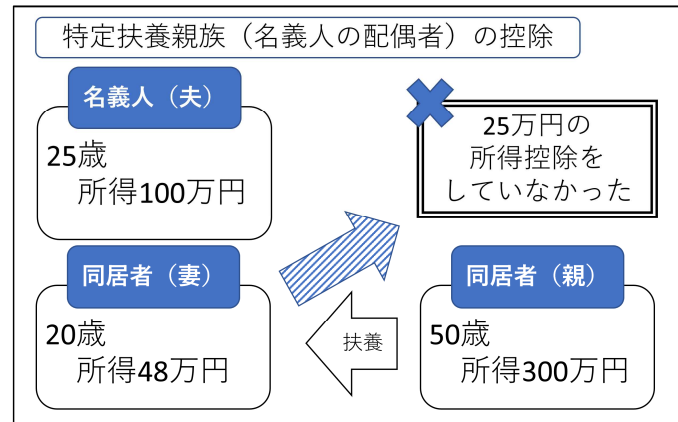
参考事例（特定扶養控除の漏れ）

図2-1



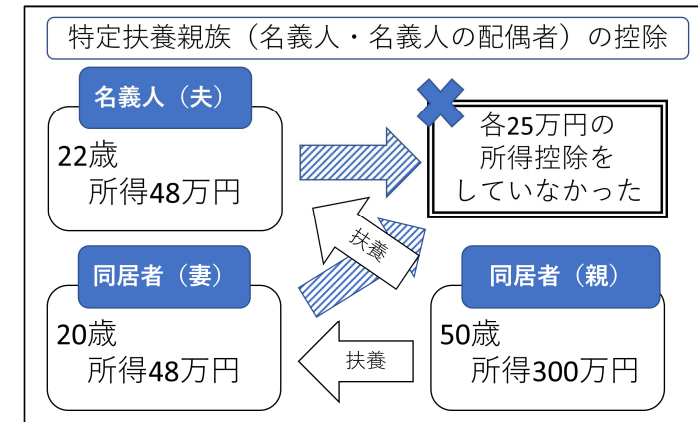
所得が48万円以下、16歳以上から23歳未満の子が名義人で、同居者である親に扶養されている場合、名義人を控除対象者として25万円の控除をしなければならないところ、控除をしなかった。

図2-2



所得が48万円以下、16歳以上から23歳未満の妻が、同居者である親に扶養されている場合、妻を控除対象者として25万円の控除をしなければならないところ、控除をしなかった。

図2-3



所得が48万円以下、16歳以上23歳未満の名義人及び妻が、同居者である親に扶養されている場合、名義人及び妻を控除対象者として各25万円の控除をしなければならないところ、控除をしなかった。